

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により公告し、下記のとおり縦覧に供する。

令和 2 年(2020 年)3 月 12 日

宇部市長 久保田 后子



1 協議の場を設けた区域の範囲

小野地区（市小野集落）

2 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 2 年 2 月 18 日

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

法人 1 経営体、個人 1 経営体

4 対象地区の現状

集落農地の約半数を中心経営体が耕作しているが、その他の農地については高齢者が所有している農地が多く、後継者がいない農地も少なくない

5 対象地区の課題

- ・ほ場整備後、営農組合等の地域の営農組織が編成されたものの、依然として営農は個別農家の人、農業施設・機械に大きく依存した態勢となっている
- ・ほ場整備水田の収益性の確保の推進と、ほ場整備区域以外の水田等農地の保全管理に向けた地域全体での取り組みについて

6 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進

7 6 の方針を実現するために必要な取組に関する方針

鳥獣被害防止対策への取組、中心経営体への農地集積